

岩手県告示第507号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次のとおり注射を実施する。

令和3年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施の目的 豚熱の発生予防
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 家畜の種類 豚及びいのしし
  - (2) 家畜の範囲 2の区域内で飼育する豚及びいのししで所管家畜保健衛生所長が注射する必要があると認めるもの
- 4 実施の期日及び場所 令和3年7月5日から令和4年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- 5 注射の方法 豚熱予防液の皮下又は筋肉内注射
- 6 手数料 豚にあつては注射の際1頭につき310円を岩手県収入証紙をもって納付するものとし、いのししにあつては徴収しないものとする。